

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(當日が休日は、
その翌日)

和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。
昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石破二朗

二

朗

目次

次

◇告示

健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

国健康保険法第三十七条规定によるその他の道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定
販売業者の営業所の所在地の変更

家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査等の実施

家畜伝染病予防法によるひな白痢検査の実施

解除予定の保安林

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

参議院議員通常選挙における立会演説会の関係人の参集

告示

鳥取県告示第三百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭

氏名	住所	登録の番号	登録の年月日
明石美樹	鳥取市今町一丁目二村田しか方	鳥葉一八八	昭和四十三年四月十二日
佐々木滋	鳥取市瓦町二二五	鳥葉一八八	昭和四十三年四月十二日
清水雅彦	米子市西福原一、一六〇	鳥医一三一二	十五日
野口誠	西伯郡名和町大字加茂四の一	鳥医一三一三	十五日
佐々木説夫	境港市米川町四四	鳥医一三四四	十五日
仲田淳三	鳥取市庖丁人町	鳥医一三一八	十五日
石原斐	鳥取市中町九三	鳥医一八九	十五日
森安勝子	境港市勝見八四四の二四	鳥医一三一八	十五日
古瀬清夫	西伯郡岸本町小野四四一	鳥医一九〇	十五日
田村朝子	倉吉市宮川町一二九	鳥医一九一	十五日
鳥取市掛出町八の一	鳥医一三二九	鳥葉一九一	十五日
鳥葉一九二	"	"	二十二日
"	"	"	二十四日

鳥取県告示第三百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事
石

破二朗

鳥取県告示第三百五十五号

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医	清水義雄	昭和四十三年四月二日
一、三〇六		
鳥国歯	明石喬雄	
二七三		
鳥国薬	桂子	四日
一八三	"	
高	"	
木		
一、四		
山		
本		
一、三		
八日		

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第三百五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

00621

第3935号 (第三種郵便物認可)

昭和43年5月14日 火曜日

鳥取県公報

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石破二朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十三年四月三十日 竹内内科医院 鳥取市本町五丁目二〇一

鳥取県告示第三百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名稱	所在地址	開設者
昭和四十三年五月一日	竹内内科小兒科医院	鳥取市本町五丁目二〇一	竹内亮

鳥取県告示第三百五十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおり販売業者の営業所の所在地の変更を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	営業所の名称	変更に係る営業所の所在地		承認年月日
		変更前	変更後	
第四五号	米子食糧企業組合 紺屋町 営業所	米子市紺屋町 一〇九	米子市角盤町 一丁目一〇一	昭四十三年四月二十七日

鳥取県告示第三百五十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対する検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため

二 實施する区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BHC散布

別表

ピロプラズマ病検査

五 検査の方法
ひな白痢急速凝集反応

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十日	江府町	大平原検診場
二十三日	"	東山 "
二十七日	溝口町	榎水原 "
二十八日	江府町	下蚊屋 "
二十九日	日南町	細屋、笠木 "
三十日	"	上坂 "
三十一日	江府町	柄谷 "

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十三日	河原町	各種鶏場
二十四日	智頭町	"
二十五日	"	"
二十六日	鳥取市	"
二十七日	鹿野町	"
二十八日	鳥取市	"
二十九日	鳥取市	"
三十日	鹿野町	"
三十一日	鳥取市 船岡町 鹿野町	"

鳥取県告示第三百六十号
家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。
昭和四十三年五月十四日
鳥取県知事 石 破
一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 實施する区域 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
四 實施の期日 別表のとおり

鳥取県告示第三百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字笛煙西山東一、大字大木屋字足谷三四八（
以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）二 気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九一七の三、九一八の三、九一八の
解除予定に係る保安林の所在場所四、九一九の二、九一九の三、九二三の三、九二二の四、九二四の
二、九二四の三、九三三の五、九三三の二、字下モ水無瀬九四八の
三、九四八の四、九四九の三、九四九の六から九四九の八まで、九

五一の三、九五一の五、九五一の七

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二一の二

(二) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和四十三年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十三年五月十八日 午前十時

三 場所 鳥取市東町一丁目三百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定に基
づき、近く執行される予定の参議院議員の通常選挙における立会演説会の

開催計画に関して意見をきくため、次のとおり鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和四十三年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

一 日時 昭和四十三年五月十八日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目三百三十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室